

# 国民年金だより

## ～傷病手当金を受給されている皆様・病気やけがで療養中の皆様へ～ 障害年金のご案内

以下の要件に該当する場合、障害年金の支給対象となります。

### ①初診日に被保険者であること

初診日が20歳未満である場合は、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給されます。

### ②保険料の納付要件を満たしていること

- ・初診日の前日において、保険料の納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。
- ・初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと。

### ③一定の障害の状態にあること

障害認定日において障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること。

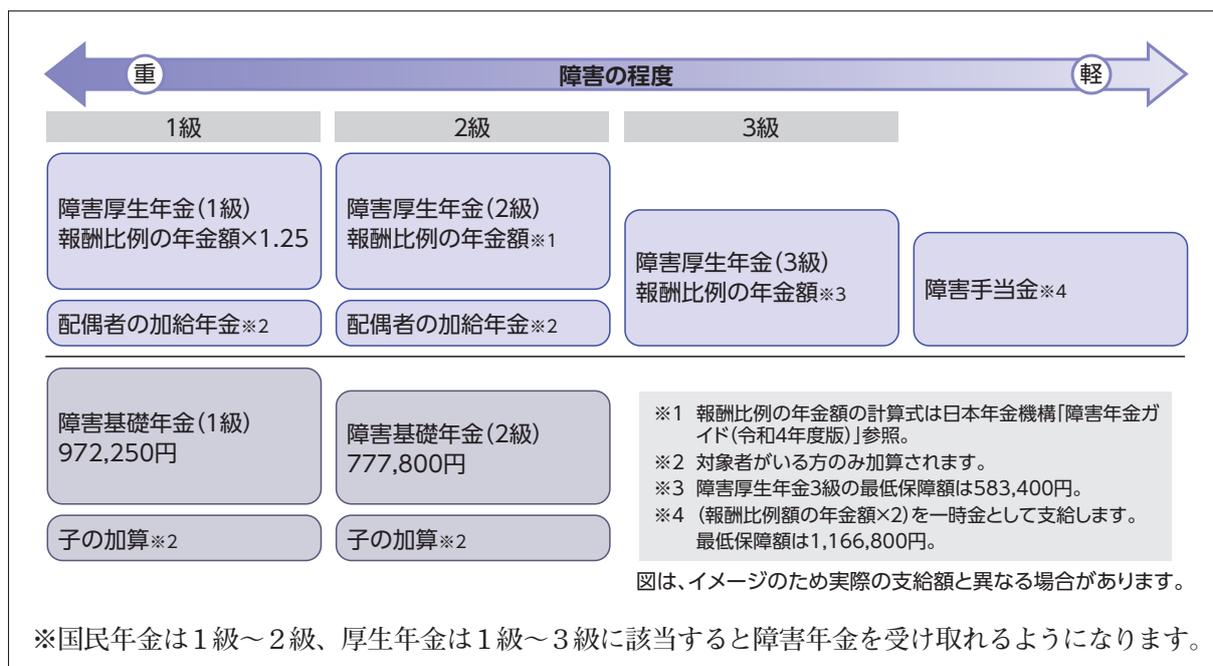
※障害認定日：障害の原因となった障害の初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病が治った場合はその日

障害年金の等級は1級～3級まであり、障害の程度によって支給される年金額も変わります。

**1級**：他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態。

**2級**：必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害に状態。

**3級**：労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態。



ご不明な点は役場または年金事務所までお問い合わせください。  
住民課 ☎ 55-3112 / 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434

## 心やすらぐ あんしん快適の平田村を目指して

### ～認知症の取り組み～

村では、誰もがいきいきと安心していつまでも暮らすことができ、たとえ認知症になったとしても地域で支え合える平田村を目指しています。そこで、今回は村と地域包括支援センターが実施している取り組みについて紹介します。

#### ①カフェひだまり

カフェひだまりは、どなたでも参加できて、様々な人が交流を深めることができる場です。お茶やお菓子を食べながら、時には、素敵な出し物を見ることができます。地域のボランティアさんが主となり、和気あいあいととても楽しい時間を過ごせます。介護や福祉の専門職に、認知症のことや、介護のことも相談できます。ぜひお気軽にご参加ください。

- ・日 時…毎月15日  
9時30分～11時30分
- ・場 所…農業構造改善センター
- ・参加費…200円（飲み物、お菓子代）



#### ②認知症サポーター養成講座

養成講座では、認知症に関する正しい知識や対応方法などを学びます。認知症サポーターは、「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症の人やその家族のよき理解者となり、温かく見守る「応援者」です。今年度は小学校やサマーショートボランティア、各いきいきサロンの参加者を対象に実施しています。

認知症サポーター養成講座を受講希望の場合は、地域包括支援センターまでご連絡ください。



地域包括支援センター ☎55-3125  
健康福祉課 ☎55-3119